当金庫が行政庁より認可を受けた休眠預金等に係る異動事由の追加について

平素は横浜信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年1月1日に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」 が施行され、当金庫でお取り扱いしている預金等に関しては同法第2条第4項第2号に基づき、 最終取引日を更新する異動事由について認可を受けております。

今般、当異動事由について行政庁より追加の認可を受けたことから、下記のとおり追加の異動事由についてお知らせします。

記

- 1. 変更日 令和6年5月14日(火)
- 2. 今回追加する異動事由
- (1) バンキングアプリによる残高照会
- (2) バンキングアプリの契約、変更、解約
- (3) インターネットバンキングによる残高照会

※バンキングアプリによる(1)(2)の取引は普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金に限る。 ※インターネットバンキングによる(3)の取引は当座預金、普通預金に限る。

休眠預金の制度概要や当金庫の預金等における異動事由の詳細は「<u>休眠預金等活用法について</u>」を参照ください。

以上

